

長野県で働くすべての方へ

長野県の最低賃金

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される

「長野県最低賃金」(地域別最低賃金)及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が次のとおり改正されました。

★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

★なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(848)円

849円

令和2年10月1日 発効

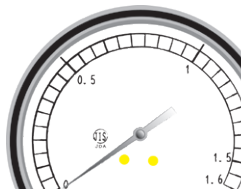
長野県PRキャラクター
「アルクマ」©長野県アルクマ

※()円の括弧内は、令和元年に改定された最低賃金額

長野県の特定(産業別)最低賃金

計量器・測定器・分析機器・試験機、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、
時計・同部分品、眼鏡製造業

適用除外業種

測量機械器具製造業、
理化学機械器具製造業及び
これらの産業において管理、
補助的経済活動を行う事業所

適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

- イ 清掃又は片付けの業務
ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

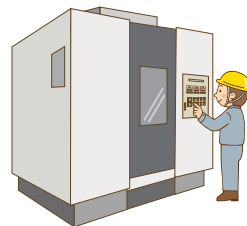
時間額 (892)円

894円

令和2年12月4日 発効

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業

適用除外業種

ボイラ・原動機製造業、
建設用ショベルトラック製造業、
繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、
計量器・測定器・分析機器・試験器・
測量機械器具・理化学機械器具製造業、
医療用機械器具・医療用品製造業、
光学機械器具・レンズ製造業、
武器製造業及びこれらの産業において管理、
補助的経済活動を行う事業所

適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

- イ 清掃又は片付けの業務
ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

時間額 (903)円

905円

令和2年12月11日 発効

各種商品小売業

(衣・食・住にわたる各種の
商品を一括して一事業所で
小売する事業所で、その事
業所の性格上いずれが主たる
販売商品であるか判別で
きない場合が該当します。)

適用除外者及び適用除外業務

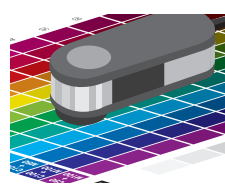
- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

時間額 (855)円

857円

令和2年12月31日 発効

印刷、製版業



適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

時間額 (850)円

850円

令和元年12月31日 発効

※精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります(長野労働局HPにて確認できます。)。適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。

※技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※事業場内最低賃金を一定額以上に引き上げ設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」があります。

詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)へ

長野労働局HP

長野労働局 最低賃金

検索



地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和元年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	861 (861)	—	令和元年 10月3日
青 森	793 (790)	3	令和2年 10月3日
岩 手	793 (790)	3	令和2年 10月3日
宮 城	825 (824)	1	令和2年 10月1日
秋 田	792 (790)	2	令和2年 10月1日
山 形	793 (790)	3	令和2年 10月3日
福 島	800 (798)	2	令和2年 10月2日
茨 城	851 (849)	2	令和2年 10月1日
栃 木	854 (853)	1	令和2年 10月1日
群 馬	837 (835)	2	令和2年 10月3日
埼 玉	928 (926)	2	令和2年 10月1日
千 葉	925 (923)	2	令和2年 10月1日
東 京	1,013 (1,013)	—	令和元年 10月1日
神奈川	1,012 (1,011)	1	令和2年 10月1日
新 潟	831 (830)	1	令和2年 10月1日
富 山	849 (848)	1	令和2年 10月1日
石 川	833 (832)	1	令和2年 10月7日
福 井	830 (829)	1	令和2年 10月2日
山 梨	838 (837)	1	令和2年 10月9日
長 野	849 (848)	1	令和2年 10月1日
岐 阜	852 (851)	1	令和2年 10月1日
静 岡	885 (885)	—	令和元年 10月4日
愛 知	927 (926)	1	令和2年 10月1日
三 重	874 (873)	1	令和2年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	868 (866)	2	令和2年 10月1日
京 都	909 (909)	—	令和元年 10月1日
大 阪	964 (964)	—	令和元年 10月1日
兵 庫	900 (899)	1	令和2年 10月1日
奈 良	838 (837)	1	令和2年 10月1日
和歌山	831 (830)	1	令和2年 10月1日
鳥 取	792 (790)	2	令和2年 10月2日
島 根	792 (790)	2	令和2年 10月1日
岡 山	834 (833)	1	令和2年 10月3日
広 島	871 (871)	—	令和元年 10月1日
山 口	829 (829)	—	令和元年 10月5日
徳 島	796 (793)	3	令和2年 10月4日
香 川	820 (818)	2	令和2年 10月1日
愛 媛	793 (790)	3	令和2年 10月3日
高 知	792 (790)	2	令和2年 10月3日
福 岡	842 (841)	1	令和2年 10月1日
佐 賀	792 (790)	2	令和2年 10月2日
長 崎	793 (790)	3	令和2年 10月3日
熊 本	793 (790)	3	令和2年 10月1日
大 分	792 (790)	2	令和2年 10月1日
宮 崎	793 (790)	3	令和2年 10月3日
鹿児島	793 (790)	3	令和2年 10月3日
沖 縄	792 (790)	2	令和2年 10月3日
全国加重平均額	902 (901)	1	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索